

○ 委員長報告

9月定例会本会議で報告された文教警察委員長報告は、以下のとおりです。

平成26年9月定例会

文教警察委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、教員採用の今後の見通しについてであります。

このことについて一部の委員から、少子化と定年退職者減少の影響を受け、今後、全国の教員採用数が急激に落ち込むとの報道があったが、本県における今後の採用見込みはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、教員採用数は、児童生徒数の増減と教員の退職者数に基づき算定するが、本県の小中学校の児童生徒数は、平成16年度からの10年間で約2万人が減少した一方、小中学校教員の退職者数は平成31年度末にピークを迎え、40年度末頃まで毎年300人程度で推移する見込みであり、児童生徒数の減少による採用減に比べ、退職による採用増の方が多くなる。また、県立学校においては、教員の退職者数と生徒数の推移から、当面の採用数は現在と同程度で推移することが想定される。

なお、来年度以降の採用増加にあたっては、地元の大学に対し、教員養成数の確保を要望するとともに、中四国・近畿地方の大学で本県教員採用の説明会を開催するなど、優秀な志願者の確保に努めたい旨の答弁がありました。

第2点は、企業による教育支援についてであります。

このことについて一部の委員から、学校教育や家庭教育が抱える様々な課題に対応するため、企業の社会貢献活動をどう活用していくのかただしたのであります。

これに対し理事者から、本県では教育基本方針の第1に掲げる「社会総がかりで取り組む教育の推進」の具体策として、企業と連携した2つの教育支援事業に取り組んでいる。

「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」は、企業が従業員に対し、子どもの学校行事等に参加しやすい職場環境づくり等を行い、県教委は企業に出向いて出前講座を開催するなど、両者が連携して家庭教育力の向上を図るもので、現在、59社と県教委が協定を締結している。

また、「えひめ学校教育サポーター企業」登録制度は、出前授業や職場体験

学習など、学校教育活動に対して支援を行う企業等を登録し、学校が地域の教育資源を適切に活用できるシステムを整備するもので、現在 151 の企業等が参加している。昨年 9 月の制度開始後、これまで県内延べ 38 の小中高校が利用しており、生徒にも好評である旨の答弁がありました

なお、このことに関連して一部の委員から、多くの企業が教育支援に関わるよう、各事業の協定締結・登録企業等の増加に努めてほしい旨の要望がありました。

第 3 点は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

このことについて一部の委員から、条例の主な改正点と現行法との関係等はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、改正条例では盗撮を卑わいな行為と明確に規定し、職場や学校の教室などで職場の同僚や教諭、生徒等の内部関係者が行う盗撮行為も規制対象とする。

また、ストーカー行為等の規制等に関する法律は、恋愛感情の充足を目的とするつきまとい行為でなければ取り締まることができないことから、昨今の治安情勢を鑑み、今回、単なる恨みや妬み等により、反復してつきまとう嫌がらせ行為も条例で規制することとした。

このように今回の改正は、新たな迷惑行為を規制するほか、大幅に罰則を引き上げることから、公布後約 3 か月間の周知期間を設け、施行日を平成 27 年 2 月 1 日とした。

今後、広報用リーフレットの配布や県警ホームページへの掲載、各自治体広報紙への掲載依頼等を行い、県民への周知に積極的に取り組みたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・いじめの加害者である児童生徒に対する指導
- ・高校生の自転車安全利用対策
- ・山岳救助訓練と登山届
- ・えひめ国体に向けた県警の取組み

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。